

令和7年7月吉日

お客さま各位

香川県信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび香川県信用組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、以下の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

政府は、2026年度末までに約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しており、それを受け、金融業界は2026年度末までに紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行を強力に推進しております。

こうした背景を踏まえ、当組合は当座預金の新規口座開設を廃止するとともに、既に手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、代替手段としての「法人向けビジネスサービス」や「電子記録債権（でんさい）サービス」等の電子決済サービスへの移行を積極的に行ってまいります。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の終了

2025年9月30日（火）受付分をもって、当座預金の新規口座開設の受付を終了させていただきます。既に当座預金口座を開設済みのお客さまは引き続きご利用いただけます。

2. 手形・小切手帳の発行受付終了

2026年3月31日（火）受付分をもって、手形・小切手帳の発行サービスを終了させていただきます。

※原則、複数冊の発行はいたしません。（ただし、当組合が認めた場合はこの限りではありません。）

3. 払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始

2026年4月（予定）より、「払戻請求書」による当座預金払戻しの取扱いを開始予定です。なお、お持ちの小切手による当座預金払戻しは、引き続きご利用になれます。

詳細は別途ご案内申し上げます。

4. 2027年4月1日（木）以降を振出・期日とする手形・小切手の取立受付の停止

2025年8月1日（金）より、2027年4月1日（木）以降を振出・期日とする手形・小切手（先日付小切手を含みます）の代金取立の受付を停止します。

以 上